

# 第9期紀の川市 介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定の概要

## 1 介護保険事業計画とは

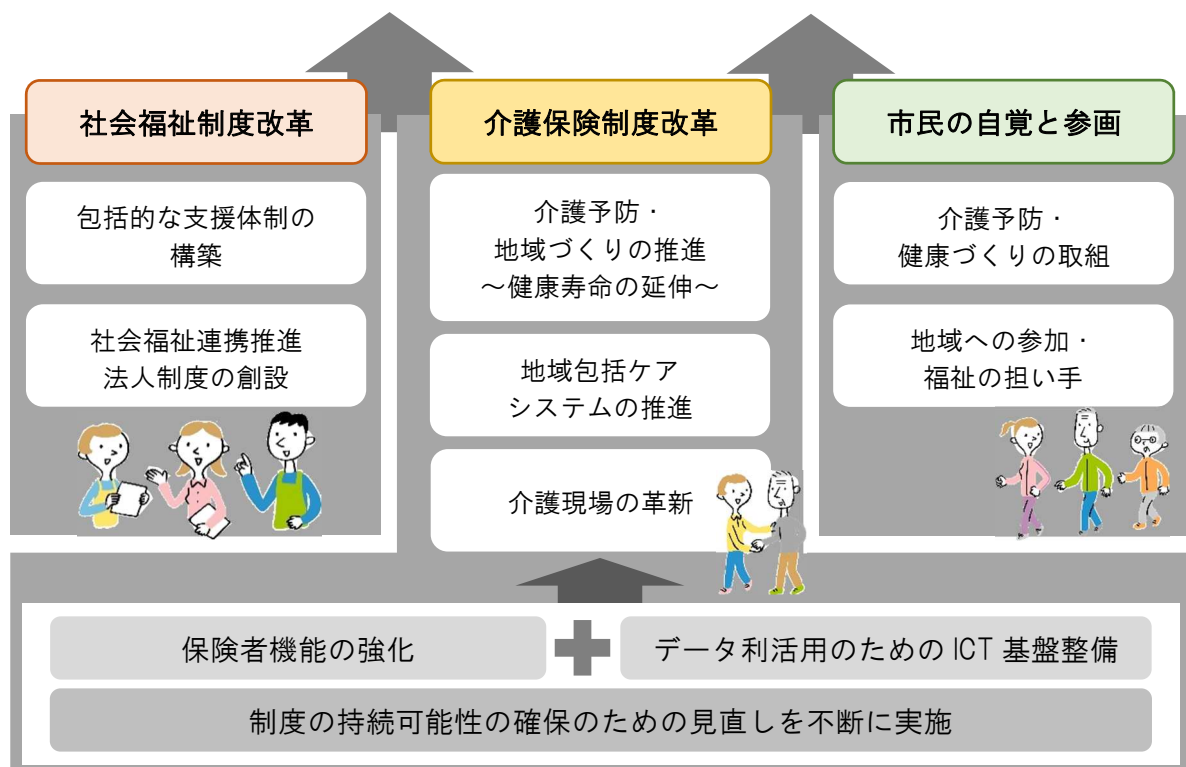
介護保険事業計画は、介護保険法という法律によって作成することが義務づけられており、要支援・要介護認定者の生活において必要な介護サービスの見込み量を算出し、必要となる介護保険料や予算を決定するとともに、介護保険サービスの提供を円滑に実施するための方策を定めた計画です。

## 2 計画策定の背景

### (1)近年の介護保険制度の動向

第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画は、国から示される予定の制度改正の内容や方針等を踏まえて施策を推進します。第8期での国の基本指針においては、令和 22(2040)年に向けて「現役世代人口の急減」という重要課題に対応しながら、「介護予防・地域づくりの推進」「地域包括ケアシステムの推進」「介護現場の革新」に取り組み、地域共生社会の実現をめざしていくことが方向づけられています。

### 地域共生社会の実現と 2040 年への備え



- 2025年問題とは…団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、国民の4人に1人が後期高齢者である超高齢社会を迎えるという問題。紀の川市は2025年時点で20.4%と予想されている。
- 2040年問題とは…高齢者人口が増加する一方で労働者人口が急減するとされており、労働力不足や社会保障費増大が予想されている問題。

## (2)第8期計画のポイント(国指針)

### ① 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

団塊世代が75歳以上となる令和7(2025)年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年に向け、介護需要の見込みに合わせたサービス基盤整備など、中長期的な視野に立って、具体的な取組内容やその目標を計画に位置付けることが必要である。

### ② 地域共生社会の実現

地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる地域共生社会の実現にあたっては、その理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取組が重要である。

### ③ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

高齢者をはじめ、意欲のある人が社会で役割を持って活躍できるよう、多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めるとともに、介護予防・健康づくりの取組を強化して健康寿命の延伸を図ることが必要である。

### ④ 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護需要の受け皿としての役割を担っており、質の確保や適切なサービス基盤整備を進めるため、都道府県・市町村間の情報連携を強化することが必要である。

### ⑤ 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざし、「共生」と「予防」を両輪として、①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開に関する施策を推進することが重要である。

### ⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

介護人材の確保について、介護保険事業(支援)計画に取組方針等を記載し、都道府県と市町村が連携しながら進めることが必要である。また、総合事業等の担い手を確保する取組や、介護現場の業務改善、文書量削減、ロボット・ICTの活用の推進等による業務の効率化の取組を強化することが重要である。

### ⑦ 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、都道府県及び市町村においては、防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練の実施、災害や感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制の整備、災害・感染症発生時の支援・応援体制の構築が重要である。なお、平時からICTを活用した会議の実施等による業務のオンライン化を推進することは、災害・感染症対策としても重要である。

※第9期については、令和5年度に国の方針が示される予定です。

## 3 計画策定の趣旨

本市では、令和3(2021)年3月に策定した「第8期紀の川市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」において、「地域で支えあい、理解しあいながら、いつまでも安心して暮らせるまちづくり」という基本理念を掲げ、まち全体でみんなが支え合える紀の川市であることを目指し、医療・介護・予防など様々な分野において取り組みを進めてきました。「第9期紀の川市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画(本計画)」は、現行計画で定めた方向性を継続しつつ、制度改革や社会情勢、本市の特性等を踏まえながら策定します。

## 4 計画の位置づけ

### (1) 計画の法的根拠

#### ① 第9期介護保険事業計画

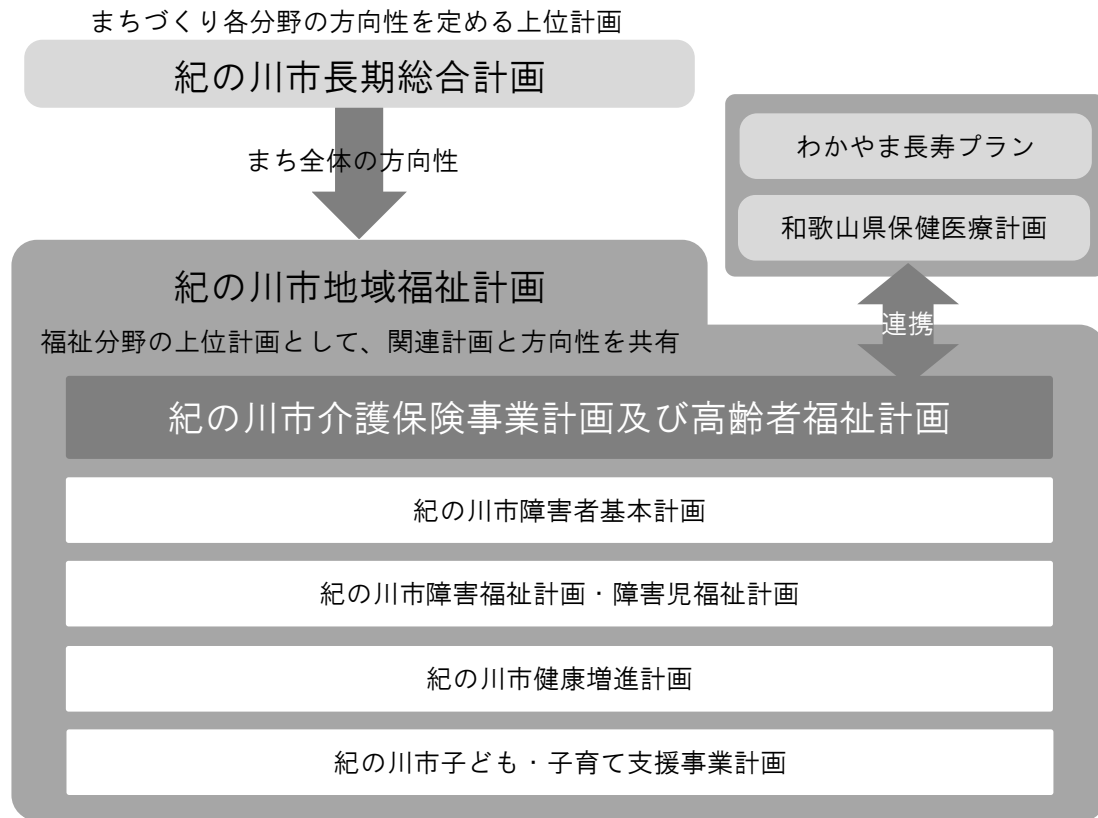
介護保険法第117条第1項に基づく市町村介護保険事業計画で、国の基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るための計画です。

#### ② 高齢者福祉計画

老人福祉法第20条第8項に基づく市町村老人福祉計画で、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の提供体制の確保を図るための計画です。

## (2) 計画の位置づけ

本計画は、本市の総合的な行政運営の方針を示した「紀の川市長期総合計画」を最上位計画とし、その方針に沿って策定されるものです。また、「紀の川市地域福祉計画」を福祉分野の上位計画とし、「紀の川市障害者基本計画」「紀の川市健康増進計画」など、高齢者福祉に関連する他分野の計画との整合を図り、県の関連計画を踏まえながら策定します。



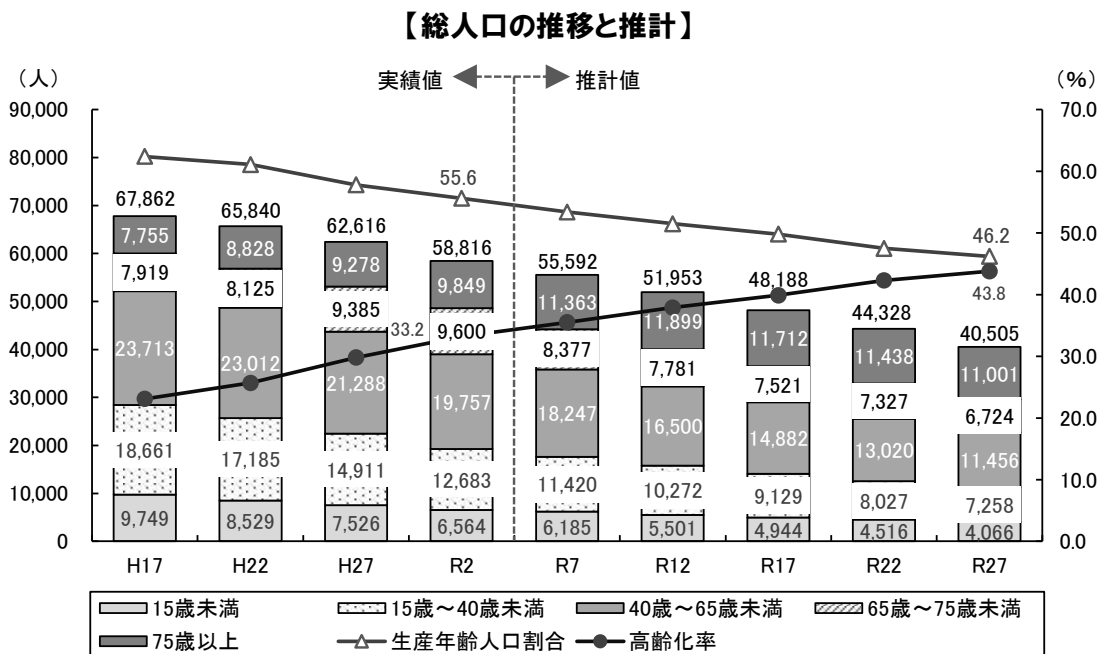
## 5 計画の期間

計画期間は、令和6(2024)年度～令和8(2026)年度までの3年間です。

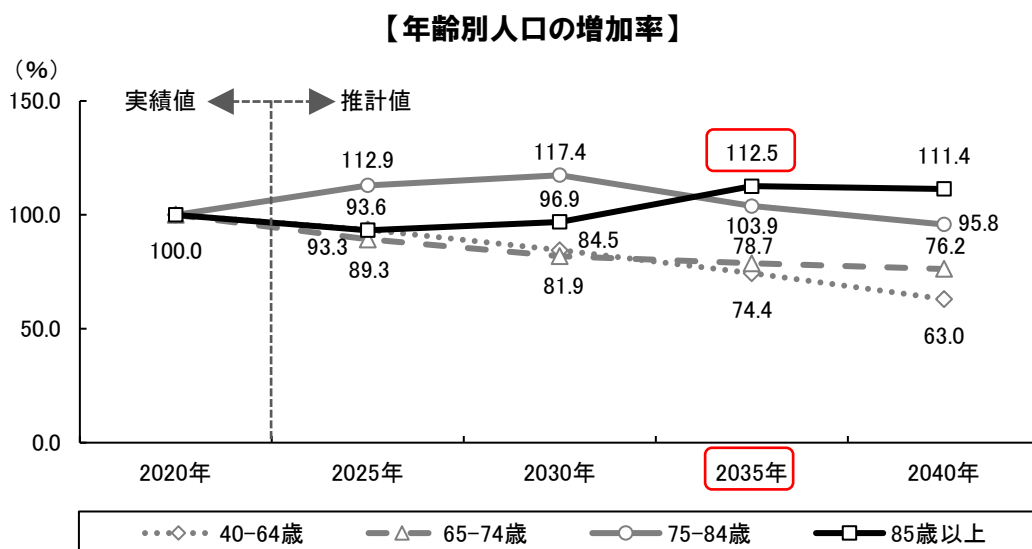
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
介護保険事業計画 及び高齢者福祉計画	第8期			第9期			第10期		

# 紀の川市の高齢者を取り巻く現状

## 1 統計からみる現状



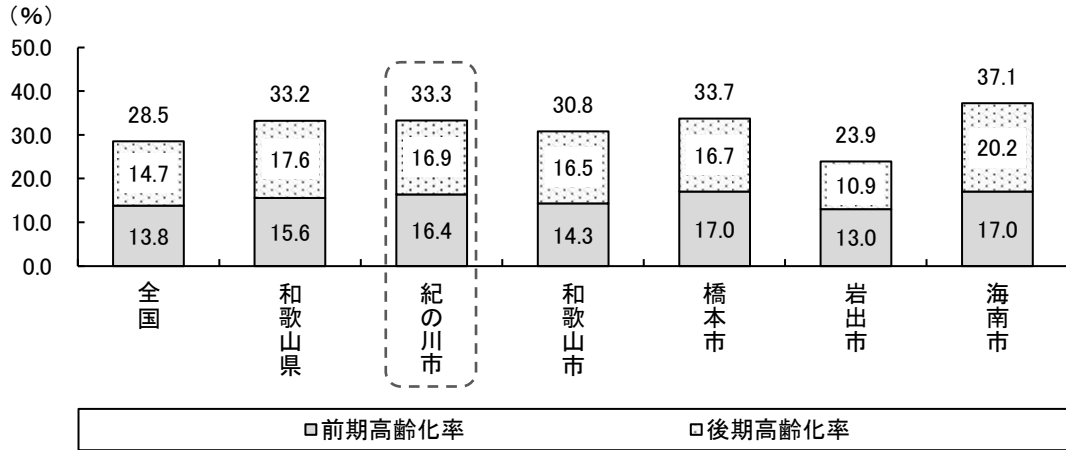
●令和7(2025)年には、第1号被保険者数(65歳以上)が第2号被保険者数(40～65歳未満)を上回るとみられています。令和7年以降は第1号被保険者、第2号被保険者ともに減少していくことが予想されています。



●要介護認定率が50%を超えるとされる85歳以上人口は、2035年をピークとして2025年より増加していくとみられています。

資料：上…国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所 下…住民基本台帳をもとに独自推計

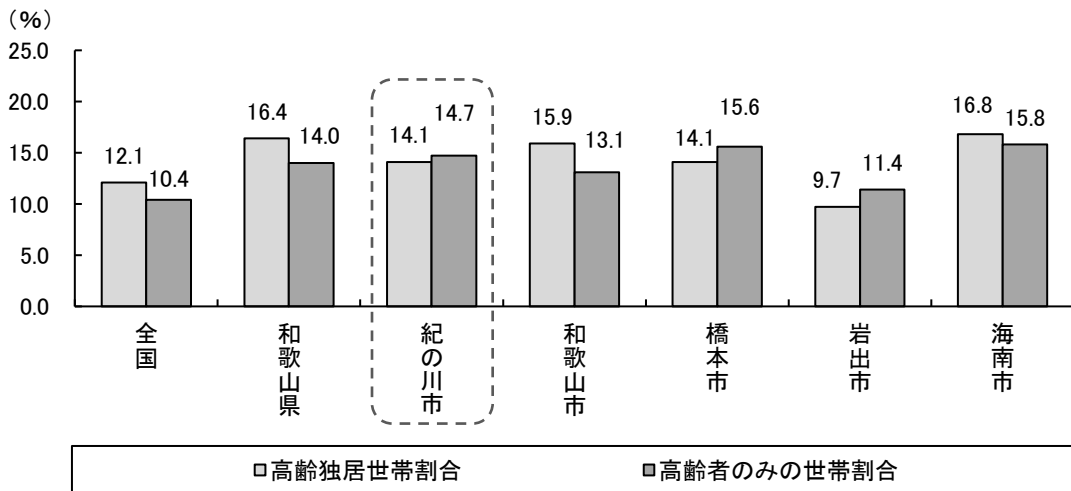
### 【高齢化率の比較】



資料：住民基本台帳人口・世帯数（令和4年1月1日時点）

●和歌山県の高齢化率は全国平均と比較して、高くなっています。紀の川市では、前期高齢化率が県平均より高くなっています。紀の川市では、**3人に1人が65歳以上**となっています。

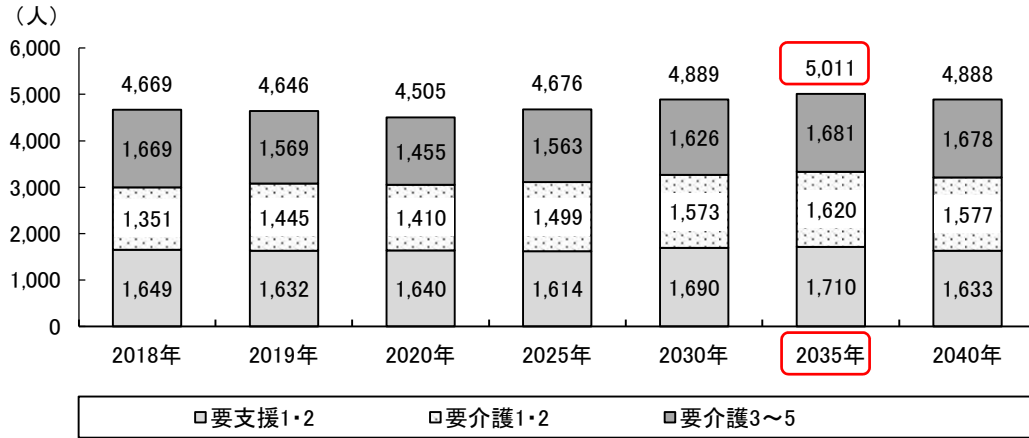
### 【高齢独居世帯・高齢者のみの世帯の割合】



資料：国勢調査（令和2年）

●全国平均より高いものの、比較的低い水準にあるため、**子世代や孫世代と同居している高齢者が多いことがうかがえます**。しかし、少子高齢化によって**これらの世帯の増加、高齢者の孤立孤独化が進行**することも予想されます。

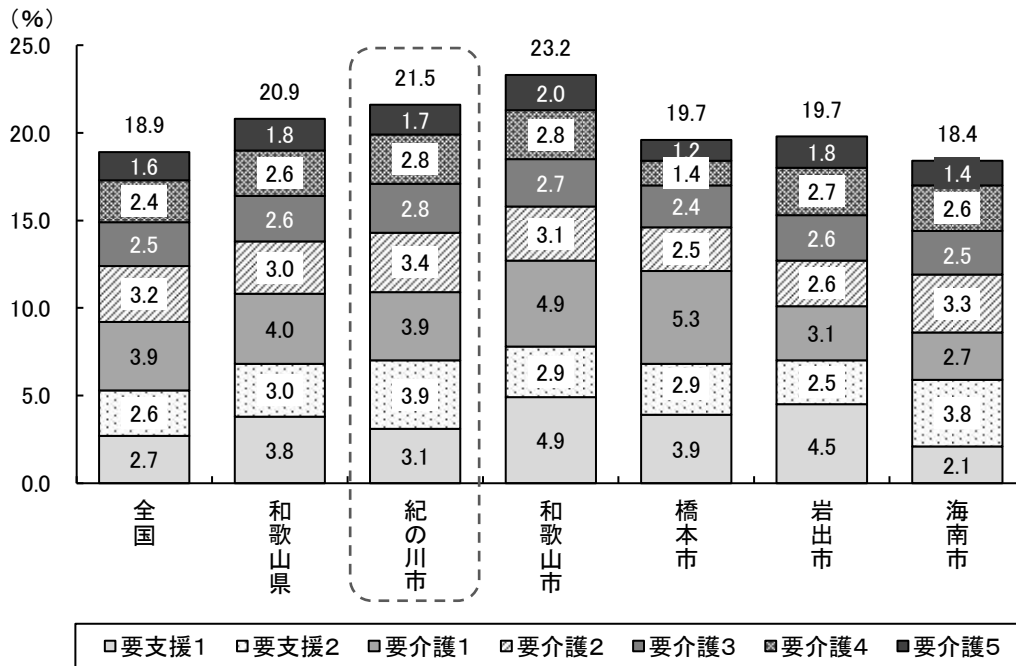
### 【要支援・要介護認定者数の推移と推計】



資料：住民基本台帳、介護保険事業状況報告実績をもとに独自推計

●要支援・要介護認定者は、2025年に再び増加に転じ、**2035年をピークとして増加**していくと推計されています。

### 【調整済認定率の比較(令和3年時点)】



資料：地域包括ケア「見える化」システム

●認定率を国や県、近隣市町と比較すると、**認定率は高くなっています**。また、要支援2、要介護2・3・4で他より高くなっています。

## 2 統計からみる紀の川市の課題

### 課題①

紀の川市での 2040 年問題のピークは **2035 年**

全国に先駆けて取組を行う必要があります！

### 課題②

高齢独居世帯や高齢者のみ世帯の増加による **高齢者の孤立・孤独化**

介護予防や生活支援の多様化が重要！

## 3 計画の策定を通して協議していくこと

### 協議内容①

2025 年、2035 年に向けて紀の川市として何が重要となるのか

介護予防？ 周知啓発？ 見守り体制の強化？

### 協議内容②

第9期計画での市民、事業者、行政の役割や取り組んでいくべきこと